

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費（令和３年度予算）

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、さらに令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和3年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入） 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 89,602千円

（歳出） 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 840,521千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	344,449	251,079	1,336	20,778	71,256
	老人福祉費	10,343	0	1,358	2,029	6,956
	児童措置費	124,920	85,501	470	8,793	30,156
	母子福祉費	5,700	1,176	115	995	3,414
	小計	485,412	337,756	3,279	32,595	111,782
社会保険	社会福祉総務費	62,872	47,153	0	3,549	12,170
	介護事業費	193,143	10,616	0	41,209	141,318
	後期高齢者医療費	45,525	34,143	0	2,570	8,812
	小計	301,540	91,912	0	47,328	162,300
保健衛生	予防費	53,569	359	10,339	9,679	33,192
	小計	53,569	359	10,339	9,679	33,192
合計		840,521	430,027	13,618	89,602	307,274

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。